

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

ページ

- 救急医療機関の認定 (医療整備課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課) 一
- 保安林の指定施業要件の変更の予定(二件) (森林整備課) 二
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (防災砂防課) 二
- 宮城県柴田農林高等学校の農産物の販売に係る物品売払代金の徴収事務の委託 (教育庁高校教育課) 二
- 土地改良区役員の内任及び退任の届出 (大河原地方振興事務所) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定(四件) (震災廃棄物対策課) 四
- 開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 五

告 示

- 宮城県告示第八百六十三号
救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院と認定した。
平成二十三年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称

所 在 地

認定年月日

認定の有効期限

仙台北部整形外科

仙台市泉区大沢二丁目十三、四

平成二十三年十二月一日

平成二十六年十一月三十日

○宮城県告示第八百六十四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一五四〇〇九七七	仙台市袋原たんぼぼホーム 仙台市太白区袋原四丁目三十二・七	児童デイサービス	仙台市	平成二十三年十二月一日

○宮城県告示第八百六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
栗原市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 三 変更後の指定施業要件
- 1 立木の伐採の方法
- (一) 主伐に係る伐採種は定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）
 ○宮城県告示第八百六十六号
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

刈田郡七ヶ宿町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は、定めない。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び七ヶ宿町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）

第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十三年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象
区域の所在地	宮城県知事 村 井 嘉 浩
建築物の構造の規制に必要となる事	縦覧場所

東浜	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町松島字東浜、同町松島字仙随（次の図のとおり）		
陰ノ浜の2	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町松島字陰ノ浜、同町松島字垣ノ内（次の図のとおり）		
陰ノ浜の1	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町松島字陰ノ浜、同町松島字垣ノ内、同町松島字普賢堂（次の図のとおり）		
垣ノ内	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町松島字垣ノ内（次の図のとおり）		
町内の4	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町松島字町内（次の図のとおり）		
町内の3	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町松島字町内（次の図のとおり）		
町内の2	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町松島字町内（次の図のとおり）		
道珍浜の2	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町松島字道珍浜（次の図のとおり）		
蛇ヶ崎右	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町松島字蛇ヶ崎右（次の図のとおり）		
普賢堂	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町松島字普賢堂、同町松島字東浜、同町松島字道珍浜、同町松島字香徳ヶ浦（次の図のとおり）		
垣ノ内の2	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町松島字垣ノ内、同町松島字普賢堂（次の図のとおり）		
町内	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町松島字町内（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災課及び宮城県仙台土木事務所
道珍浜	急傾斜地の崩壊	宮城県松島町松島字道珍浜、同町松島字蛇ヶ崎右（次の図のとおり）		

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百六十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、宮城県柴田農林高等学校の農産物に係る物品売払代金の徴収事務を平成二十三年十月二十八日次のとおり委託した。

平成二十三年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 委託の相手方

柴田郡大河原町字南一〇四 大河原町商工会

二 委託期間

平成二十三年十一月一日から平成二十四年三月三十一日まで

○宮城県告示第八百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、角田隈東土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十三年十二月二日

宮城県大河原地方振興事務所

所 長 山 田 義 輝

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十三年十一月十二日	亀谷 久雄	角田市尾山字横町十六番地	理事
平成二十三年十一月十二日	佐藤 勇藏	角田市藤田字是入二十五番地	理事
平成二十三年十一月十二日	渋谷 克彦	角田市坂津田字北向六十八番地一	理事
平成二十三年十一月十二日	只野 茂	角田市島田字柳町六十四番地一	理事
平成二十三年十一月十二日	佐藤 健一	角田市枝野字小原百八十番地	理事
平成二十三年十一月十二日	星 光洋	伊具郡丸森町小斎字前並百三十一番地二	理事
平成二十三年十一月十二日	戸村 靖治	伊具郡丸森町金山字長根九十六番地三	理事
平成二十三年十一月十二日	佐藤 幸治	伊具郡丸森町大内字桜田四十二番地	理事
平成二十三年十一月十二日	芦名 秀夫	角田市藤田字峯百八十五番地	監事
平成二十三年十一月十二日	只野 純一	角田市島田字光目内八番地	監事
平成二十三年十一月十二日	佐藤 正幸	伊具郡丸森町大内字砂田百二十一番地	監事

二 退任した者

退任年月日	氏 名	住 所	役職名
平成二十三年十一月十一日	大柵 眞行	角田市尾山字作田二百二十五番地	理事
平成二十三年十一月十一日	嶋原 一	角田市尾山字山人二十六番地	理事
平成二十三年十一月十一日	亀谷 久雄	角田市尾山字横町十六番地	理事
平成二十三年十一月十一日	森 光一	角田市藤田字馬場百六十二番地	理事
平成二十三年十一月十一日	佐藤 勇藏	角田市藤田字是入二十五番地	理事
平成二十三年十一月十一日	齋藤 平松	角田市島田字広畑五番地	理事
平成二十三年十一月十一日	只野 茂	角田市島田字柳町六十四番地二	理事
平成二十三年十一月十一日	小林 一家	角田市枝野字辻百三十五番地	理事
平成二十三年十一月十一日	佐藤 邦勝	角田市枝野字品濃二十一番地	理事
平成二十三年十一月十一日	安齋 誠一	角田市坂津田字宮前三十二番地	理事
平成二十三年十一月十一日	齋藤 謙一	伊具郡丸森町小斎字小佐田七十八番地	理事
平成二十三年十一月十一日	星 光洋	伊具郡丸森町小斎字前並百三十一番地二	理事
平成二十三年十一月十一日	戸村 靖治	伊具郡丸森町金山字長根九十六番地三	理事
平成二十三年十一月十一日	佐藤 幸治	伊具郡丸森町大内字桜田四十二番地	理事
平成二十三年十一月十一日	菊地 乙次	伊具郡丸森町大内字山屋敷五十四番地	理事
平成二十三年十一月十一日	佐藤 正幸	伊具郡丸森町大内字砂田百二十二番地	理事
平成二十三年十一月十一日	菅野 敦夫	角田市枝野字畑中百七番地	監事
平成二十三年十一月十一日	松岡 繁夫	角田市藤田字目角田三十六番地一	監事
平成二十三年十一月十一日	高橋 英熙	伊具郡丸森町小斎字羽山八十三番地	監事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
平成二十三年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 災害廃棄物処理業務（巨理名取ブロック（名取処理区）一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部震災廃棄物対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十三年九月二十八日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 西松・佐藤・奥田・グリーン企画・上の組 特定業務共同企業体 代表者 西松建設株式会社東北支店 仙台市青葉区大町二丁目八番三十三号

五 契約金額 百六十二億五千万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
平成二十三年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 災害廃棄物処理業務（巨理名取ブロック（岩沼処理区）一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部震災廃棄物対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十三年九月二十八日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 間組・奥田建設・上の組・春山建設・佐藤建設 特定業務共同企業体 代表者 株式会社間組東北支店 仙台市青葉区片平一丁目二番三十二号

五 契約金額 二百二十七億八千二百五十万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
平成二十三年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 災害廃棄物処理業務（巨理名取ブロック（巨理処理区）一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部震災廃棄物対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十三年九月二十八日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 大林・戸田・鴻池・東洋・橋本・深松・春山 特定業務共同企業体 代表者 株式会社大林組東北支店 仙台市青葉区上杉一丁目六番十一号

五 契約金額 五百四十三億二千七百万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号該当

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。
平成二十三年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 災害廃棄物処理業務（巨理名取ブロック（山元処理区）一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 環境生活部震災廃棄物対策課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十三年九月二十八日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 フジタ・東亜・青木あすなる・大豊・本間・河北・佐藤 特定業務共同企業体 代表者 株式会社フジタ東北支店 仙台市青葉区国分町二丁目十四番十八号

五 契約金額 三百三十億七千五百万円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約
七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第五号該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十三年十二月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる
地域の名称

多賀城市高橋四丁目一番一及び一番六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市宮城野区栄二丁目一番十五号

郷家新一郎